

【様式】

令和4年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：一般財団法人宮崎県水産振興協会

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	養殖魚の安全・安心強化事業	漁場環境の保全と適正利用の監視及び指導、養殖用の輸入カンパチ稚魚の生け込みの確認	1,138,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本事業による業務は、養殖経営に関するノウハウがあり、養殖漁家や漁協との信頼関係が無ければ十分な調査結果が得られないため、養殖関係漁協を会員とし、本県唯一となる海面養殖業の総括組織としての業務を担う一般財団法人宮崎県水産振興協会以外に効率的で的確な成果が得られる者がいない。 このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。	農政水産部 水産政策課
2	みやざきモデル資源管理の高度化事業のうちアマダイ類種苗生産技術開発にかかる業務委託	アマダイ類の人工種苗生産技術開発にかかる業務	1,800,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	アマダイ類の人工種苗は、国や数県の生産機関でしか生産技術が確立されておらず、生産中に大量死を引き起こす疾病に罹りやすいことから、高度な生産技術や防疫体制が必要であり、加えて、大量生産のための大規模な施設を持つ必要がある。 一般財団法人宮崎県水産振興協会は、これまでに県水産試験場で開発されたカサゴやカワハギ等の種苗生産の技術移転を受けて大量生産に成功しているほか、アマダイ類の種苗生産においても、平成26年度から県の委託を受けて技術改良に取り組んでおり、アマダイ類の種苗生産の委託先としての上記条件を満たす機関は本協会以外にはないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。	農政水産部 漁業管理課
3	海産系アユを親とする人工種苗生産事業	海産系アユを親とする人工種苗生産業務	3,000,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	海産アユを親魚とする人工種苗生産は、高度な生産技術や防疫体制が必要であり、加えて、大量生産のための大規模な施設を持つ必要がある。 一般財団法人宮崎県水産振興協会は、これまでに県水産試験場で開発されたカサゴやカワハギ等の種苗生産の技術移転を受けて大量生産に成功しているほか、アユの種苗生産においても、人工産を親とする種苗生産実績がある。委託先としての上記条件を満たす機関は本協会以外にはないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。	農政水産部 漁業管理課
4	海藻等養殖生産安定化緊急対策事業	海藻等養殖生産安定化緊急対策事業に係る栄養塩類強化材の探索に関する試験業務	1,500,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本事業による業務は、海藻飼育に関するノウハウがあり、屋外大型陸上水槽を有する機関でないと有効な結果が得られないため、過去に飼育試験の経験があり、屋外に大型陸上水槽を有する一般財団法人宮崎県水産振興協会以外に効率的で的確な成果が得られる者がいない。 このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。	水産試験場